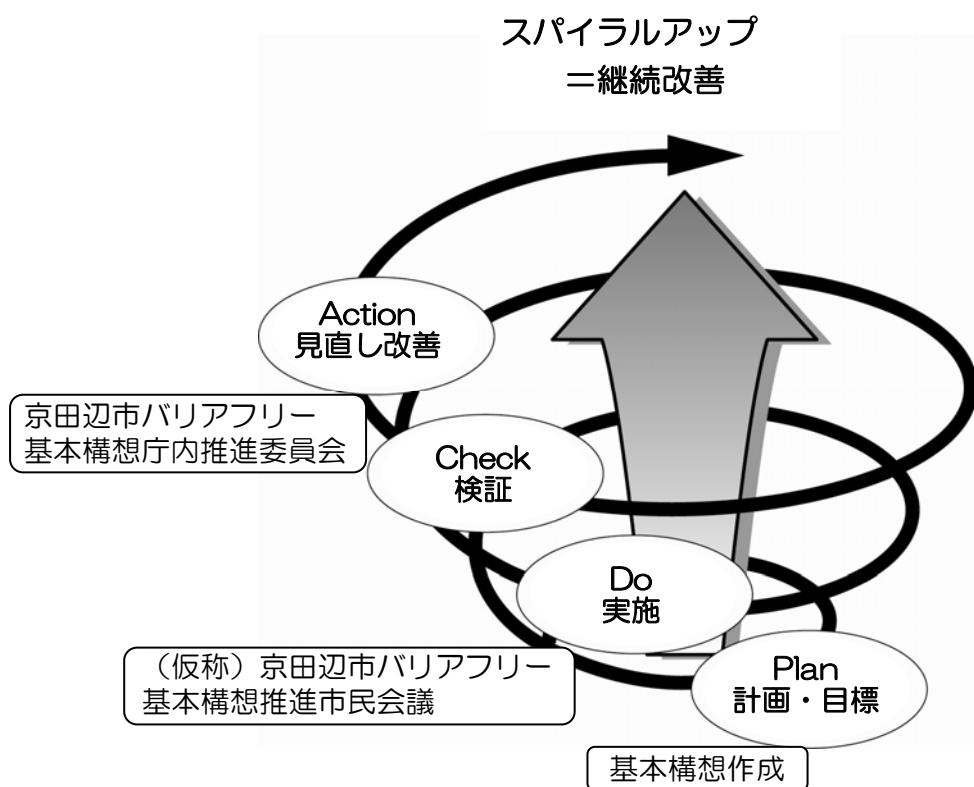


第10章 バリアフリー推進方策

1. 繼続した取り組み（スパイラルアップ）の推進

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、国の責務として「国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。」と定めています。

のことから、本市においては、基本構想に記載された事業の進行管理を行い、次の事業展開が円滑に進行するようP D C Aサイクルによるスパイラルアップに取り組み、バリアフリー整備を促進していきます。



2. スパイラルアップのための体制

本基本構想策定後は、庁内検討会を継続させ（京田辺市バリアフリー基本構想庁内推進委員会）、また、市民主体による（仮称）京田辺市バリアフリー基本構想推進市民会議を設置して、基本構想推進のためのスパイラルアップを図る新たな体制を整え、重点整備地区における特定事業に関する事業やソフト方策の推進を市民と協働で図っていきます。

（1）（仮称）京田辺市バリアフリー基本構想推進市民会議

基本構想に基づく事業を、関係団体・事業者・市が連携・協働して積極的に取り組むために「（仮称）京田辺市バリアフリー基本構想推進市民会議」を設置します。

基本構想の推進にあたっては、「相互交流のための情報把握・情報交換及び情報提供」や「バリアフリーや障がい等に関する理解と認識を深める啓発活動」など、ユニバーサルデザインの実現を目的として具体的に活動を行います。

（2）京田辺市バリアフリー基本構想庁内推進委員会

庁内における基本構想の推進組織として、関係部局で構成する「京田辺市バリアフリー基本構想庁内推進委員会」を設置します。この組織は、基本構想に示した各特定事業を実施する各部局の副部長から構成され、部局を越えた活動に取り組みます。

